

Davis Polk

Davis Polk & Wardwell LLP (03) 5561 4421 tel
Izumi Garden Tower 33F (03) 5561 4425 fax
1-6-1 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-6033

MEMORANDUM

日付: 2011年1月18日
送信先: 関係者各位
件名: SEC、コンゴ民主共和国にて産出される紛争鉱物に関するドッド=フランク法要件実施のためのルールを提案 (参考和訳)

米国証券取引所委員会(SEC)は、米国企業又は海外民間発行体を問わず、米国証券取引所法(以下、「取引所法」という)に基づいて報告書をファイルする企業に対し、「当該企業が製造する製品の機能又は生産に必要な」紛争鉱物に関する情報開示を求める、ドッド=フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法律(以下、「ドッド=フランク法」という)の第1502条を実施するためのルール案を発表した。同法に規定される「紛争鉱物」にあたる鉱物は一般に広く利用されていることから、この開示ルールは様々な業種の企業に影響を及ぼすことが予想される。また、[ルール案](#)は「製造」について非常に広範に定義しているため、自社製品を製造していない企業も影響を受ける可能性がある。なお、このルール案に対するコメントの提出期限は、2011年1月31日である^(注)。

紛争鉱物に関する開示を求めるルール案の簡略図は、本メモランダム**の別紙 A**を参照されたい。

「紛争鉱物」とは何か

ドッド=フランク法及び SEC が発表したルール案によると、紛争鉱物は「錫石、コロンバイト・タンタライト、金、鉄マンガン重石もしくはそれらの派生物、又はコンゴ民主共和国もしくはその隣接諸国(以下、総称して「DRC 諸国」という)における武装勢力の紛争の資金源となっていると米国務長官が判断したあらゆる鉱物もしくはその派生物」と定義される。上述のように、これらの鉱物は幅広い用途で利用されているため、様々な業種の企業がルール案の対象となることが予想される。たとえば、ルール案に関するリリースにおいては以下のように記載されている。

- 「錫石」は、導管の溶接や電子回路の接合のための合金、錫めっき及びはんだに用いられる錫の生産において、最も一般的に使用される金属鉱石である。
- 「コロンバイト・タンタライト」は、タンタルが抽出される金属鉱石である。

(注) その後、コメントの提出期限が30日間延長され、2011年3月2日となった。

- 「タンタル」は、携帯電話、コンピュータ、テレビゲーム制御盤及びデジタルカメラ等の電子部品に使用されると共に、超硬工具及びジェットエンジン部品を製造するための合金として用いられる。
- 「金」は、宝飾品の製造、並びに電子、通信及び航空宇宙産業における機器に用いられる。
- 「鉄マンガ重石」は、タングステンの生産に用いられる金属鉱石であり、タングステンは、照明、電子機器、電気機器、加熱及び溶接などの用途における金属線、電極及び接触子に用いられる。

紛争鉱物に関する開示はどのような場合に何を求められるのか

ルール案は、取引所法に基づいて SEC に報告書をファイルする企業に対し、紛争鉱物の使用に関する開示の必要性の有無、また必要な場合にはどのような開示が求められるのかを判断するために、別紙 A の表において示される 3 段階の検討を行うよう求めている。検討における基準は以下のとおりである。

第 1 段階: その紛争鉱物は、自社が製造するもしくは製造を委託する製品の機能又は生産に必要であるか

この基準に該当しない企業は開示ルールの適用を受けない。一方、該当する企業は検討の第 2 段階に進み、紛争鉱物の原産国の調査及び紛争鉱物に関する一定の開示が求められる。

どのような場合に紛争鉱物が製品の「機能又は生産に必要」とであると判断されるか

ルール案においては明確に定義されていないが、ルール案に関するリリースによると、たとえ紛争鉱物が結果的に最終製品に含まれていなくても、それが製品の生産過程に意図的に入れられており、その過程に必要なものであれば、当該紛争鉱物は「製品の機能又は生産に必要」と判断されると示唆している。一方、製品の生産に用いられる道具及び機械の機能又は生産に必要な紛争鉱物は、たとえその道具又は機械が当該製品の生産に必要であっても、当該製品の機能又は生産に必要であるとは考えられない。リリースが示す一例を挙げると、自動車の生産に使用するための紛争鉱物を含むレンチは、かかる自動車の生産に「必要」とは考えられない。

提案されているルールの目的上、「製造する」及び「製造を委託する」とは何を指すか

紛争鉱物を含む製品を「製造する」こと、又はその「製造を委託する」ことについてルール案では定義されていないが、ルール案に関するリリースでは、以下の場合を含むと記載されている。

- ある企業が紛争鉱物を含む製品の製造に影響力を有する場合
- ある企業が、自社ブランド名又は自社が確立したその他の個別ブランド名で、紛争鉱物を含む一般製品を販売している場合。こうした企業は、自社のための製品の製造に関して第三者と契約を締結している限り、製品の仕様に対する影響力の有無にかかわらず、紛争鉱物を「製造する」又はその「製造を委託する」と判断される。

- ある企業が、紛争鉱物を採掘又は採掘を委託している場合(金を採掘又は採掘を委託する場合を含む)

ただし、(1) 第三者の製品の販売のみを行い、その製品の製造に関して契約もしくはその他の関係を有しない小売業者、又は(2) 自社ブランド名もしくは自社が確立した個別のブランド名で第三者の製品を販売しておらず、自社のために第三者に製品の製造を行わせていない小売業者は、その製品を「製造する」、又はその「製造を委託する」とみなされない。ただし、多くの小売業者は自社製品の製造・販売を行っているため、規制により小売業者にも大きな影響が及ぶ可能性がある。

第2段階: 必要な紛争鉱物がDRC 諸国で産出されたものであるかについて適切な調査を行う

紛争鉱物が、自社が製造する、又は製造を委託する製品の機能あるいは生産に必要であると企業が判断した場合、当該企業はその紛争鉱物の原産国について適切な調査を行うことが求められる。ルール案では、適切な調査に必要とされる手順が定義されていないが、ルール案に関するリリースでは、企業は、紛争鉱物の加工施設から、当該紛争鉱物の原産国に関する合理的に信頼できる表明及び/又は証明を受領することで、この基準を満たすことができる可能性があると述べられている。現在の検討段階においては、絶対的な確実性をもって原産国を特定することは求められていないが、次の検討段階に進むことを避けるために、原産国に関してかなり綿密な調査を行うことが奨励される。第3段階では、追加開示及び紛争鉱物報告書の提供が求められることになり、これは(1) 紛争鉱物が DRC 諸国で産出されたものでないと判断できない場合、又は(2) 紛争鉱物が確かに DRC 諸国で産出されたものであると判断できる場合に適用される。

第3段階: 産出元及び管理工程に関してデュー・ディリジェンスを行い、独立監査報告書と併せて紛争鉱物報告書を提供する

企業が、必要な紛争鉱物が DRC 諸国で産出されたものであると判断する場合、又はそれが DRC 諸国で産出されたものでないと判断できない場合、当該企業は(1) その紛争鉱物の産出元及び管理工程に関してさらにデュー・ディリジェンスを行い、(2) フォーム 10-K、20-F、又は 40-F による年次報告書及びこれに添付される「紛争鉱物報告書」において、調査プロセスを開示することが求められる。紛争鉱物報告書は独立監査報告書と共に提供することが必要であり、以下に関する記載が要求される。

- 「DRC 諸国における紛争と無関係」ではない当該企業の製品
- 当該紛争鉱物の加工施設
- 当該紛争鉱物の原産国

これらの紛争鉱物報告書及び監査報告書はそれぞれ、ファイルされる (filed) ものではなく「提供される」(furnished) ものであるため、企業が提出書類において明示的に盛り込まない限り、取引所法第 18 条に基づく義務を伴わず、米国証券法又は米国証券取引所法に基づくいかなる提出書類においても参照形式で盛り込まれることはない。

報告日

開示ルールが適用される企業は、SEC による最終開示ルールの採択後に開始する最初の会計年度の年次報告書において、紛争鉱物に関する開示が求められる。ドッド=フランク法が求めるとおり、2011年4月までに開示ルールが採択されることを前提とすると、開示ルールの適用を受ける12月決算の企業は、2012年12月に終了する会計年度の年次報告書において紛争鉱物に関する初回の開示を行うことになる。その場合、当該企業は2012年1月1日以後の紛争鉱物の使用及び原産国に関する情報を追跡する必要がある。

また、ルール案に関するリリースでは、企業は、紛争鉱物を最初に保有した事業年度についても開示も行うことになる見込みであると述べられている。

* * * * *

以上の事項についてご質問、ご意見がありましたら、以下の担当者にご連絡ください。

セオドア・A・パラダイス

電話: 03-5561-4430

eメール: theodore.paradise@davispolk.com

マイケル・T・ダン

電話: 03-5561-4433

eメール: michael.dunn@davispolk.com

杉山 浩司

電話: 03-5561-4564

eメール: hiroshi.sugiyama@davispolk.com

本メモランダムは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。

紛争鉱物に関する開示についての検討事項

